明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（五一）　五
○著作権法の一部を改正する法律（五二）　二
○海上交通安全法等の一部を改正する法律（五三）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（五四）　六
〔政　令〕
○金融サービスの利用者の便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六一）　三
○金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（一六二）　三
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三四）　三七
○金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（同三五）　三六
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同三六）　三三
〔府令・省令〕
○金融サービス仲介業者保証金規則（内閣府・法務四）　二〇一
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　二〇九
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業四）　二一三
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働五）　二一四
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産四）　二一〇
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通二）　二五〇
〔告　示〕
○令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を定める件の一部を改正する件（国家公安委二〇）　二五三
○金融サービスの提供に関する法律施行令第二十二条第十三号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件（金融庁二九）　二五四
○金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件を定める件（同三〇）　二五五
○金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第十六条第一号イの規定に基づき、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（同三一）　二五八
○金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第二十条第三項第一号イ等の規定に基づき、法人から除かれるものの等を定める件（同三二）　二五八
○金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第一項第二号の規定に基づき、金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者等を定める件（同三三）　二五九

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第五一号）（総務省）

1　罰則の規定の整理

選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理することとした。（第二四四条第一項第二号の二関係）

2　選挙事務の委嘱に係る規定の整理

選挙事務の委嘱に係る規定を整理することとした。（第二七三条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇著作権法の一部を改正する法律（法律第五二号）（文部科学省）

1　放送同時配信等における著作物等の利用円滑化のための措置等

㈠　定義

(1)　放送同時配信等の定義を、放送番組等の自動公衆送信のうち、放送等が行われた日から一週間以内（当該放送等の間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じた期間内）に行われるものであること、放送番組等の内容を変更しないで行われるものであること、デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置が講じられているものであること等の要件を備えるものとすることとした。（第二条第一項第九号の七関係）

(2)　放送同時配信等事業者の定義を、人的関係又は資本関係において密接な関係を有する放送事業者等から放送番組等の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者とすることとした。（第二条第一項第九号の八関係）

㈡　権利制限規定の対象を拡充し、学校教育番組等の放送同時配信等において、著作物等を利用できることとした。（第三四条第一項、第三八条第三項、第三九条、第四〇条第二項及び第三項、第四四条第一項～第三項、第九三条第一項関係）